(表 面)

障害児福祉手当・福祉手当認定診断書(肢体不自由用)													
1	(ふりがな) 氏 名			男・女	2 4	生 年	月日	平成 令和	年	月	B		
3	住 所				4	章害の							
(5)	傷病の原因 又は誘因	先天性 後天性 (疾病	、不慮災、労	災、その他)	<b>6</b>	易病	発 生 日	平成 令和	年	月	В		
7	④のためはじ めて医師の診 断を受けた日	平成 年 令和	月	日	8	呼 認定	来りの要	有	(	年後) •	無		
9			現				症						
	左 右 欠損部分 知覚脱失部分 知覚解除部分 知覚解除部分 知覚異常部分 × その他の障害の部分 (注) 標 瘡瘢痕も記入してください。												
	2 四肢周径(cm)	B									7		
	上腕中	央部 前腕 🛚	最大部	大腿中失	部	下版	显最大部	3		上肢長	下肢長		
	右								右				
	左								左				
	4 神経学的所見 (1) 知覚障害・・・・・ 有 ・ 無 (あれば上図に記入すること) (2) 運動麻痺の種類(該当するものを〇でかこんで下さい) ・												
	上 指	支 腱 反 射	下肢	腱 反	射	バビン	ノスキ -	一反身	村 そ (	の他の船	病的 反 射		
	左	いいまである。											

	5 体幹	•四肢	関節可動域																		
Γ	部 位	軍動の	可 動				動					3 位	運動の	可	助	域					
		位	運動の 方向		7		<b>=</b> 1			<u> </u>	<b>=</b> 1			方 向	自 動	他	動				
}	肩 関	<b>你</b>		自	動	他	動	自	動	他	動	99	部 一 〕腰 部								
}	月 ) 財 関											ЛЦ	) (1) 전 (1)								
-		腕										(	6 その他	<u> </u>							
-	手 関	節																			
	股 関	節																			
	膝 関	節																			
	足関	節																			
10	日常生活動作の障害程度(補装具等を使用しない状態で判定す								トること。	, )		ひとりでできる場合・・・・・・・・									
										記 - ひとりでできてもうまくできない											
												号	ひとり	では全くできな	······ い場合·····		· ×				
1.																					
2.		い程度) L 左 にぎる(丸めた週刊誌が引き										(とのような姿勢でもよい) 靴下をはく 13. (どのような姿勢でもよい)									
3.			`´ (水を切れる												1						
	顔を洗								_	14.	14. すわる またなしで正座・横すわり・ あぐら・脚なげだし(このような姿勢を維持する)										
5.	ひもを	結ぶ							<u> </u>												
			する・・・			•••	{ 左		_	16 次/セドギなオス											
7.	さじで	食事を	する …	• • • • •		•••	{ 左		_		10. 未\のしさをする										
8.	握力	···	価 / ブギン の		: ha		{ 左		_	17. 立ち上がる <b> </b> 不能											
9.	用便	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	便(ズボンの) ろに手をやる) - いり	1			••••			18. 歩く(室内) ····································											
10	<i>1.</i> ~*11		便(臀のところ			)	••••			19.	階段をは	のぼる	不能	. , ,		^	1 2				
			を着る・脱ぐ ンのとめはず						_	20.	階段を	おりる	【可能 不能	手すり		-要・	不 要				
11)																					
備																					
考																					
		とおり	り診 断しる		0	_															
•	令和	¬ ı+ =	年。	月		日															
			疹療所の名 ☆																		
	所診り		在 ! 当 科	地名							医	師氏名									

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。障害者の障害の程度及び障害の認定に無関係な欄は記入する必要がありません。◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

## 注意

- 1 この診断書は、障害児福祉手当(福祉手当)の受給資格を認定するための資料の一つです。 この診断書は、障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点が ありますと認定が遅くなることがありますので、詳しく記入してください。
- 2 O・×で答えられる欄は、該当するものをOで囲んでください。記入しきれない場合は、別に紙片をはり付けてそれに記入してください。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、障害者が障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又はその父母等の申立てによって記入してください。また、それが不明の場合には、その旨を記入してください。
- 4 9の欄は、次によってください。
  - (1) 1の図は、障害の内容に応じてそれぞれの部位を塗りつぶしてください。
  - (2) 「四肢長」の測定は、上肢長については肩峰より橈骨茎状突起まで、下肢長については、 腸骨前上棘より内果までの距離を測ってください。
  - (3) 4の「障害の起因部位」が心因性のものと思われる場合は、「その他」のところを〇でかこんでください。
  - (4) 5の「体幹・四肢関節可動域」は、関節角度計を使用してください。また、運動障害のある部位について、運動の方向別に解剖学的肢位をO°(前腕については手掌面が矢状面にある状態をO°とし、肩関節の水平屈曲伸展計測については外転90°位をO°とする。)とした測定方法(昭和49年6月日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた測定方法)により測定した最大可動域を記入してください。
- 5 6の「その他」には、現疾患にかかわる変形や筋力の減弱等日常生活動作に直接関連を有する 症状について記入してください。
- 6 ⑩の欄の日常生活動作については、それぞれの状態に応じて○・△・×を記入してください。 なお、15、17、19及び20の動作については、該当するものを○でかこんでください。